

廃棄物管理責任者選任書兼廃棄物の減量及び適正処理計画書  
作成要領

1 事業用大規模建築物

事業用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以上の建築物をいいます。

2 建築物の単位

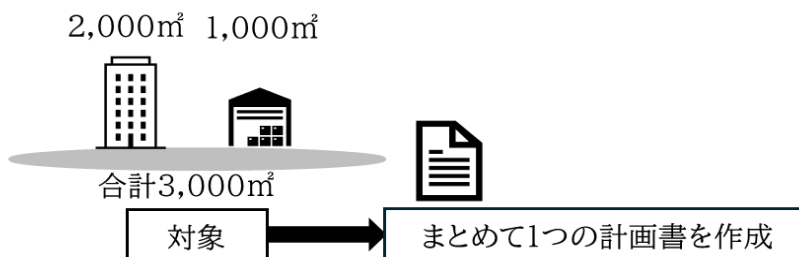
建築物の単位は事業所又は店舗ごととし、所有者が同一の建築物が複数ある場合でも所在地が異なる場合は個別に取り扱います。ただし、棟が異なっても、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われている場合は、同一の建築物として取り扱います。

廃棄物管理責任者選任書兼廃棄物の減量及び適正処理計画書は、建築物の単位ごとに作成してください。

①同一所有者が別敷地に建物を複数所有している場合



②同一所有者が同一敷地内に共通用途で建物を複数所有し、廃棄物の一体的保管・処理を行っている場合



3 事業用大規模建築物の所有者

建築物の所有権を有する者をいいます。ただし、以下に該当する者も所有者とみなします。

- (1) 共有者又は区分所有者で構成する管理組合の代表者
- (2) 管理組合が構成されていない場合は、共有者又は区分所有者から選ばれた代表者
- (3) 建築物の全部を賃貸等によって事実上占有している者
- (4) 所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を委任されている者

※ 所有者は、条例の規定により、建築物から生じる一般廃棄物の管理を行うとともに、当該廃棄物の減量及び適正処理に関して、占有者に対する意識啓発を行わなくてはなりません。

#### 4 廃棄物管理責任者の選任

所有者は対象となる建築物ごとに廃棄物管理責任者を選任する必要があります。廃棄物管理責任者は、建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握でき、市の立入検査や問い合わせに対応できる者を選任してください。

選任届提出後に、年度途中で責任者が交代した場合は、改めて選任届を提出する必要はありませんが、必ず後任を選任してください。

#### 5 廃棄物量の実績

建築物から生じる以下の廃棄物について、種類ごとに発生量及び再生量（リサイクル量）の実績を記載してください。

- (1) 市の処理施設に搬入した廃棄物
- (2) 自ら処理又は廃棄物処理業者等に委託した一般廃棄物

※ 廃棄物の種類については、「山口市事業系ごみの分け方・出し方」を参照してください。

●市ウェブサイト「事業系ごみの分け方・出し方」

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/1321.html>

#### 6 廃棄物量の把握方法

廃棄物の減量及び再生利用を推進していくためには、ごみの発生量や処理状況を把握することがその第一歩となります。ごみの発生量を把握するには以下の方法が考えられますが、なるべく(1)の重量の実測による方法で把握するよう努めてください。

##### (1) 重量の実測による方法

廃棄物の保管場所に重量計を用意しておき、廃棄物を持ってくるたびに重量を測定して記録し、集計します。

##### (2) 廃棄物処理業者等への聞き取り等による方法

委託している処理業者から聞き取るほか、伝票などから把握します。

##### (3) 容積の実測による方法

ごみ袋や保管容器を数え、その容量に廃棄物の種類ごとの換算係数を用いて重量を推計します。

##### (4) 購入量からの推計による方法

購入量と排出量が概ね同数となるものは、購入量を排出量とみなして推計します。

#### 7 廃棄物量の見込

廃棄物量の実績に基づき、廃棄物の発生抑制や再生処理方法を検討した上で、廃棄物量を見込んでください。

#### 8 廃棄物の増減理由及び減量・再生利用の方法

前年度と比較して廃棄物量が大幅に増減する見込みとなる場合は、その理由を記載してください。

また、現在行っている又は今後取り組む予定の廃棄物の減量・再生利用の方法を記載してください。